

社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めると
ころによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の
職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいか
んを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等
の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会定款第8条及び
第21条に定めるとおり無報酬とする。

ただし、常勤理事は職員給与を支給する。

(公 表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報
酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。